

公益法人や一般法人への移行認定・認可申請は、急がなければ時間切れ

以前に**特例民法法人**向けに記事を書きましたが、公益(一般)法人への**移行申請**をしていない特例民法法人が、まだまだあります。

急いでください！時間がありません！！

今回は、一般の方にもわかっていただけるように、ざっくばらんにご説明します。お近くに、あるいは、お知り合いに該当する方がいらっしゃれば、是非、お声掛けください。

《ブログ関連記事》

[特例民法法人の一般認可にも申請が必要です。](#)

[特例民法法人は平成 24 年度決算が公益認定・一般認可パスのためのラストチャンスです。](#)

[「民による公益の増進」](#)

[新公益法人になれば、ガバナンスに変化が生じます。](#)

公益法人に関する制度が変わります。

制度変更は、何年も前に法律が作られて周知されていました。

何が変わるのか？

従来から存在する社団(財団)法人(これを**特例民法法人**といいます。)は、申請書類を提出して、公益法人となるか、一般法人となるか、選択しなければなりません。

従来、公益法人という言い方でくられることもありましたが、今後は公益法人と一般法人に分かれます。制度変更後は、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人というのが、正式な法人形態の名称です。

つまり、公益法人と名乗れる法人は、今までに比べて随分少なくなります。制度変更の趣旨もここにあります。

申請書類は、すぐに準備できるか？

すぐにはできません。

特例民法法人の事務局に時間的に対応できる方がいる場合で、普通に半年はかかるでしょう。今から半年後は、申請期限を過ぎてしまっています。

だから、急がなければならないです。

特に公益法人になりたい場合には、その法人の行っている活動に「公益性」があるか否かを、申請書類上で文章にして丁寧に説明する必要があります。

その上、申請書類に添付するものがいろいろあります。その中の一つに定款がありますが、多くの場合、現状のものは手直ししなければなりません。定款変更(財団法人の場合は、定款案の作成)は理事会等の承認が必要なため、余計な労力がかかります。

また、作成した申請書類を一方向的に提出すれば良いのではなく、申請前に監督する役所と事前に打ち合わせ(事前協議といいます。)を済ませておく必要があります。これは、ネゴということではなく、申請後の認定・認可の作業を円滑に進めるために、情報提供をお互いがするという意味です。申請前のこの打ち合わせ・やり取りで数か月はかかります。

移行申請をしないとどうなるのか？

平成 25 年 11 月 30 日までに、申請書類を提出しなければなりません。

これをしないと、「みなし解散」になります。すなわち、法律上、法人として認められなくなるということです。すなわち、実際の活動もできなくなってしまいます。

未だ申請をしていない特例民法法人の中には、「申請書類を提出するのは、公益認定を受ける場合だけで、一般法人になるんだったら何もしなくていい。」という勘違いをしている法人がいるのではないかと、不安を感じます。

平成 25 年 6 月末現在で、申請を済ませていない**特例民法法人**が 2,092 法人(10.1%)あります。

平成 24 年 12 月時点の動向調査では、13.4%が未申請の状態にありました。

6 か月経って 3.3%しか減らないということは、未申請の特例民法法人は申請手続きを進めていないのではないかと、思われます。

ひょっとしたら、「事務局の手が回らなくて、やろうにもできない。」という現状もあるかもしれません。

しかも、この移行申請は WEB 上で実施しなければなりません。若い人が事務局内にいてくれたらいいですが、PC を使ったことのない年配の方には酷な作業です。

移行申請が手つかずになっている特例民法法人向けにアドバイスやご支援を差し上げます。どうぞ、下記まで、ご連絡ください。

【E-mail】 info@matsui-jicpa.com

本当に時間がありません！！